

指定保護樹木の伐採に伴う指定解除について

令和7年1月30日 恵庭市建設部公園緑地課

1. 保護樹木伐採の経緯

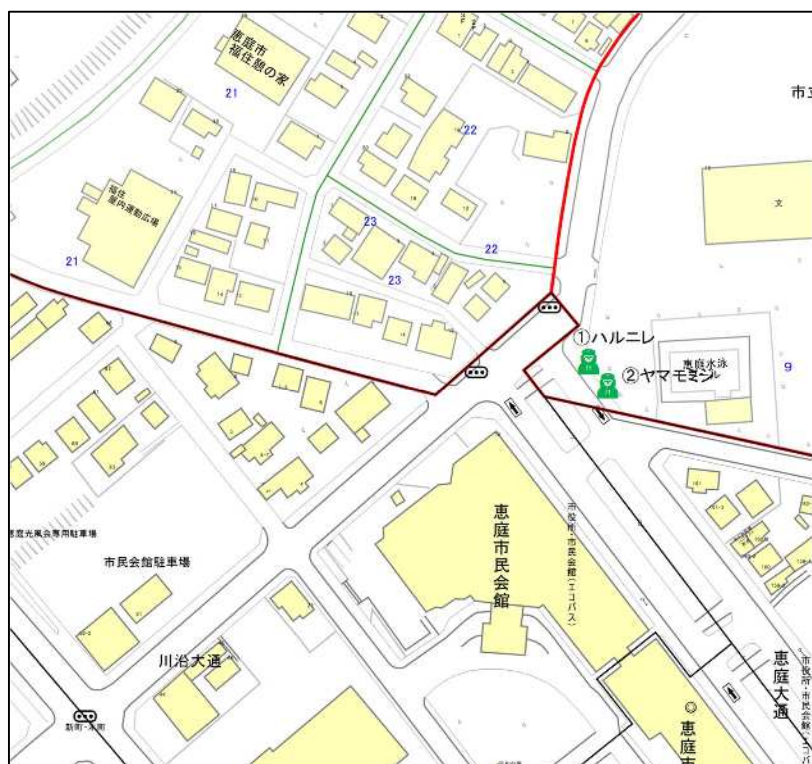
恵庭市水と緑のまちづくり推進条例（以下、「条例」という。）により指定された保護樹木のうち、下記のヤマモミジについて、令和6年に入り、春になっても葉がつかない、幹にキノコが生えている等の枯損の可能性を示す兆候が認められました。そこで令和6年7月29日に樹木医による現地確認を実施したところ、「枯損しており、将来的に倒木の可能性も考えられる」との診断をいただきました。

このことから、ヤマモミジについて、道路沿いの木であり、更に小学校の横に位置することから倒木等の危険性を排除するため令和6年8月19日に伐採を実施しました。

なお、当該ヤマモミジの伐採については、条例第15号第3項第2号および条例施行規則第7条より、枯損した樹木の伐採にあたり、市長への届け出および恵庭市水と緑のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）における審議が必要のない行為と定められている事項となります。

剪定・伐採を判断した保護樹木の概要表

名 称	所 在 地	指 定 内 容
グリーンベルト横保護樹木	福住町2丁目	ハルニレ・ヤマモミジ



保護樹木の位置図（恵庭市福住町）



保護樹木の状況（令和6年7月）

【伐採前のヤマモミジの状況写真（令和 6 年 7 月撮影）】



樹皮の剥がれ、枝に葉がない状況



幹に無数のキノコ類の発生

【伐採時の状況写真（令和 6 年 8 月 19 日撮影）】



高所作業車を用いたヤマモミジの伐採



伐採後のヤマモミジの切断面

2. 保護樹木の指定解除について

伐採したヤマモミジについては、ハルニレとともに保護樹木の指定を受けておりますが、伐採により、ヤマモミジについてのみ指定を解除することが適当であると考えます。

このことから、条例第 8 条第 2 項に基づき、本審議会においてヤマモミジの保護樹木の指定の解除について諮問させていただきます。